

特別の法律により設立される民間法人

(平成24年4月1日現在)

特別の法律により設立される民間法人とは、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人(地方公共団体が設立主体となる法人を除く。)のことをいいます。

日本消防検定協会
消防団員等公務災害補償等共済基金
農林中央金庫
東京中小企業投資育成株式会社
名古屋中小企業投資育成株式会社
大阪中小企業投資育成株式会社
高圧ガス保安協会

日本電気計器検定所
危険物保安技術協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
鉱業労働災害防止協会

中央職業能力開発協会
中央労働災害防止協会
軽自動車検査協会
日本小型船舶検査機構
日本水先人会連合会

(計 19 法人)

(注)「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において、新たに民間法人化することとされた特殊法人等は以下のとおり。

社会保険診療報酬支払基金
日本勤労者住宅協会
自動車安全運転センター
日本公認会計士協会
日本行政書士会連合会
日本司法書士会連合会
日本土地家屋調査士会連合会

日本税理士会連合会
企業年金連合会
石炭鉱業年金基金
全国社会保険労務士会連合会
漁船保険中央会
全国農業会議所
全国農業協同組合中央会

全国漁業共済組合連合会
日本商工会議所
全国商工会連合会
日本弁理士会
全国中小企業団体中央会

(計 19 法人)